未定稿

日 時: H20.5.27(火)9:00 - 10:10 場 所:議会棟6 F601 特別委員会室

出席者:食の安全・安心の確保に関する条例検討会委員(11名)

資料:第13回食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書、

資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案(素案)【A案反映】 資料2三重県食の安全・安心の確保に関する条例案(素案)【B案反映】 参考資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案(素案)の第二

十三条、第二十四条及び第二十五条に関する議長調整案

別紙 1 食の安全・安心の確保に関する条例検討会運営要綱及び食の安全・安心の確保に関する条例検討会運営要綱改正新旧対照表

検討会議事録 概要版

委員:それでは開始の時間も過ぎたので、第13回食の安全・安心の確保に関する検討会を開始する。委員各位には早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。 委員は交通事情で遅れるとの連絡を受けているが、程なく到着する見通しであり、先に始めることとする。

前回、5月13日の検討会においては、この検討会の今後の進め方について私ども正副座長から当時の正副議長に相談させていただいた結果の報告及び議長調整案の説明をさせていただき、その後各会派からそれらに対するご意見をいただいた。

そもそも、本検討会は、昨年12月、食の安全・安心の確保に関する議員提案条例について検討するため設置され、以降12回にわたり議員間で議論、パブリックコメントの募集、各関係団体からの意見聴取、執行部からの現状に関する聴き取り及び条例案素案に対する意見聴き取り等検討を重ねてきたところである。ところが、第11回検討会以降、議論が膠着したため、4月30日及び5月8日の二度当時の正副議長に相談申し上げることとなった。そこで、当時の議長から、お手元の議長調整案をお示しいただき、併せて、当時の議長から、議論も十分熟したものであり、今に至っては賛否をとって検討会としての意見を出すべきとの要請を受けた。私も座長としてもそうすべきとの結論に至ったものである。

本日の検討会においては、前回の検討会において、議長調整案について会派内でよくご議論の上、次回の検討会でそのご意見を明らかにしていただくようお願いしましたとおり、議長調整のA案及びB案について、各会派のご意見を伺った上で、それぞれの案について表決をとり、検討会の結論とすることとする。よろしくお願いする。

では、A案及びB案について、それぞれどの案を支持するのか、及びその理由を併せてご説明いただきたい。委員は、最初にどの案を支持するのか明らかにした上で、各委員5分以内で説明ください。

会派のバランスを考えて、座長が指名して意見をいただくこととしたい。 委員:新政みえとしても議論したところ、従前からA案については風評被害が 懸念されるところであるので、わが会派としてはB案を支持する。やはり ここが一番懸念されるところである。しかし、回数を重ねて議論してきた この経緯、及び前議長の成案として制定すべきとのご意見に思いを致し、 他会派の意向を参酌してA案が多いようなら、それに賛同することもあり 得ないことではない。基本的にはB案を支持するものであるが、A案への 賛同も念頭に入れているものである。

委員:自民・無所属議員団の考え方を申し上げる。赤福の問題から条例制定へと繋がっていったものであるが、当初から規制条例よりも理念条例とすべきと訴えてきた。その中で、条例案素案が提示され、納得いかないということで独自案を出した。協議をすることが難しいという中で、前回、前議長の調整案が提示され、その前議長の案を真摯に検討させてもらったが、しかし、審議をするとなお問題があるとの考えに至った。やはり、条例とするには県民の理解、とりわけ規制される側の理解を得る必要があると考える。わが会派は、ずっと第23条第1項の出荷の問題について、出荷をいるら削除をすべきと主張してきた。しかし、それも難しい状況と認識している。議提条例は全会一致が原則と考えている中で、出荷が明確になるなら第23条については生かすこともいいのではないかとの結論に至った。しかし、A案、B案とも全て賛成とはいかない。そこで、出荷を明確にすることと、内容について修正することとによる折衷案を作成したので、よろしくお取り計らいを願いたい。

委員:折衷案とは、何か準備していただいているのか。

委員:準備しているものとしてはないが、前回、自民・無所属議員団案として配付したもの、この中では第23条第1項は削除すべきと言っているが、それは難しいとの議論の中で、会派の中で議論をし、出荷の内容を明らかにするならばという条件付きで第23条を残し、それ以外については折衷案というものである。

委員: 委員が言ったのは、すなわち、「出荷」の定義を明確にしてほしいというのが一点、第24条についてはA案で、第25条はB案でという折衷案である。

委員:自民・無所属議員団の意見は意見として聞いて、他の委員の意見も聞き たいと思う。

- 委員:未来塾としては、当初からA案を支持するものであるが、会派内で話し合いをしたところ、新政みえのご意見でもあったように風評被害を懸念するところであるが、他県にも調査を行い、会派で議論もしたが、その風評被害も含めてA案で大丈夫だとの結論に至った。前議長が、わが会派の者であることもあり、前議長としっかり話をした上で、いろいろな面から議論させてもらったとおり、A案を支持するとの今日に至ったものである。
- 委員:この条例は元々赤福の問題からスタートしたものであるが、罰則を入れるか入れないかとの議論もあり、それは強すぎるのではないとの意見もあり、しかし規制はいれるべきとの意見の中で議論が進められてきたものである。しかし、その当時の議論の熱さから、熱さも緩んできたものである。議提は全会一致が筋である。自民から折衷案が出されているが、その案に説得力があるなら考えにも入れるが、説得力があるとは思われないし、議論も進まない。本来賛否を取るつもりなら参加しないつもりだったが、元々B案がいいと言ってきた。しかし、みなさんが一致できるのであればいう点からスタートしたい。成立させることが大きな目的ではないかと考える。成案とできるようA、B どちらでも、みなさんが賛成する方を支持したい。
- 委員:私どもも会派の中で議論をしたが、A案を支持する。風評被害についてしっかり考えたが、公開するということは県民の食に対する信頼性を確保するためのものであり、自主回収の報告についてしっかりとした規則を設けて、自主回収の報告を受けたものは全て公開していくことで、県民に三重県産の食が安全・安心であるということをお示ししていくべきと考える。全会一致でいきたいとも考えているが、現在はA案支持を考えている。
- 委員:第23条第2項の「疑い」の規定がミソかと考えてきたのであるが、やはり条例は規制を含んだものが必要だと、それが優先されると理解している。A案には、出荷の禁止、自主回収の報告、公表の規定があり、3つが揃えば県としてかなり有効な手段が、食に対する信頼感が勝ち取れる手段を得られるのではないかと考え、A案を支持したい。
- 委員:ありがとうございます。ただ今一通り意見を承ったが、表決を取るまでに今少し互いの理解を深めるため議論をしたい。ただ今、自民・無所属議員団の方からA,Bの折衷案との意見もあったが、それも含めて改めて今少し議論をしたい。
- 委員:自民・無所属議員団の案を提示したが、ポイントは、「出荷」の定義が明確でないと考える。担当者も定義したいと言っていたがその答えはない。 まず出荷の定義について、執行部の考えを明らかにしてもらいたい。
- 事務局:「出荷」の定義については、通常に辞書にあるように使われているとおり、ものを運び出すこと、市場へ出すことなどの意味で使われており、特に条例本文の中で定義すべきとは考えていない。逐条の解説の中で示して

いきたいと考えている。

委員:そうすると条例の中で明確に定義はできないけれど、逐条の中で明確に 定義されるということか。

事務局:検討会として要請があれば検討し、そのようにしていくことを考えて いる。

委員:要請があればというわけでなく、当然してもらわなければならない。関係者もそれを大変心配している。このことは強く申し上げたい。

委員:座長から申し訳ないが、折衷案と言っておられるが、「出荷」の定義についてその案もあるということか。

委員:定義を明確にしなければならないと考えてきたが、しかしながらその方向であるなら、それならば第23条は残していただいて結構である。私どもの定義の案はない。

委員:その他の議論はよいか。

委員:先ほど新政みえの会派としての意見は 委員から申し上げたが、全体としてはA案支持の方が多数とみられる。私も一応B案を支持するが、個人的には出荷の禁止、自主回収の報告、公表のこの3つを担保すれば、これからの食の安全・安心も確保されると考える。自主回収の報告は、公表することで自主回収を速やかに推進させる、そのための措置であるのと考えるので、できたら新政みえもA案に賛成したい。

委員: A案とB案の大きな違いは、第24条の自主回収のところである。なぜ A案を支持するかというと、第24条の自主回収について、B案でいくと 食品への信頼性の確保の視点が残ることになる。これは、いわゆるグレーのものだ。グレーのものは全て排除して、白黒はっきりしているものだけ に規制をかけるべきと考える。B案でいくと、食品等への信頼性の確保という曖昧な部分が残ることになるので、できればそれが削除されたA案でいきたいと考える。公表について第25条第2項及び第4項は残るが、条例の運用若しくは逐条の中で、出荷の定義とまでは言わないが、自主回収 の報告がしやすいように、配慮をしていただくようにお願いし、そこを付け加えた上でA案でお願いしたい。

委員:B案の信頼性の確保については、 委員が言われたとおり自民の折衷案でも削除している。また、個人的な意見だが議論を戻すようで恐縮だが、元々理念を示すものにとどめておくべきだ思う。そもそも赤福の問題を発端としていながら赤福は以前以上の売り上げをあげ、一方条例は検討していく中で、中心は生産者になってしまっている。生産者の意見を、もっと時間をかけて聴き、納得いただいて作っていかなければならないと考える。第23条第1項の出荷と販売の規制については、自分としては農薬取締法と食品衛生法で安心・安全については十分に確保できていると考えている。

- あえて言えば、条例は理念条例でいくべき、しかし話がここまで進んでいる ものなので、もう一度みなさんに、この自民の折衷案を議論して考えていた だきたいと思う。
- 委員:遠慮がちに言っているが、既に検討会第2回の段階で、この条例はどこまで行くのか、罰則まで行くのか、規制までか、それは会派へ持ち帰って議論をして、その上で、規制でいくと全会一致で合意したものである。慎重にといっても、おそらく全会一致のA案又はB案、あるいは自民のC案もあり得るのか、これらが歩み寄れるとはとても思えない。無理ではないかと推察される。それならば、先ほど 委員が言ったが、わが会派も議論の上、第23条を入れて成立させるべきとの考えに至り、A案を支持しようと考える。
- 委員:こういう会議では、その時その時がものすごく大切なのであって、あの時こうだったがと後で言っても筋が通らない。公開の場で、責任を持って議論を進めていかなければならない。それだけの責任と責務がある。これまでの議論を重ねてきたものを大事にすべきと考える。それを十分に考えて採決を取っていただきたい。
- 委員:ここに至る経緯は十分に分かっているが、規制条例であるから県民の理解を求めたいと思う。そのため、関係各位と折衝したが、当初考えたよりも、関係者の状況は大変厳しいとわかった。やはり条例はこれからも生きていくものであり、委員各位に慎重に議論いただきたいと思う。第23条第1項は残す、第24条についてはA案を了とする、第25条についてはB案を了とする、こういうことで考えていきたいということであり、この考えを覆すつもりはない。これが県民にとって重要であると考える。こういう認識である。
- 委員:やはり我々は、生産者団体、消費者団体いろいろな意見を聞いた。議論を進める責務はあるが、机上で議論を進めて、現に、生産現場に行って今の状態を確認したのかと言われると細部まで確認していない。その中で規制していいのかというと自分なりに疑問に思ってきた。何とかもう一度議論することにより、より生産者や消費者に理解される、ベストとは言えなくてもベターな条例としたい。
- 委員:わが会派は、他の2人はA案と言っているが、私は、自主回収はあくまで自主的なものであって、自主回収が自動的に公表されることで、自主回収そのものがされにくくなるのはいけないと思う。それで私はB案がいいと思っている。 委員が言っていたように、規制は慎重にすべきと思うが、しかし、一つの流れがあるので認めざるを得ないが、それは慎重であるべきと思うし、自主回収を自動的に公表するのはいかがかと思う。もちろん身体に被害のあるものは公表すべきだと思うが、それはB案でも指導

はできるのでそれでよい。個人的にはB案を支持する。

- 委員:みなさんからいろいろな意見をもらって、自主回収や回収に係る指導が非常に心配されるとのことだが、私自身いろいろな現場へも出向き、いろいろな方と意見を交わし、怒られることもあり、長く調査をしてきた。だから、新しい場で、食料自給の特別委員会で、安全・安心を求める条例だけでなく、もう一方で、生産する側を応援していくことが三重県議会のスタンスであり、今大事なのは三重県の食が信頼されること、それについて生産者はもちろん、消費者、県民にご理解いただくことと思う。その中で、A案、B案とも厳しい条例の中で、執行部に関わっていただきたいと思う。折衷案も考えたが、A案はA案という成案であり、B案はB案という成案であり、それを折衷することは難しい。それぞれ運用や逐条の中で対応していただくこととしたいというのが会派の意見である。その中で信頼性について住民にアピールできるようにしてもらい、もう一方で生産者については、条例とは別のステージでお任せいただきたいと考える。
- 委員:自民から意見も出されたところであるが、議論も出尽くしたと判断する ところである。ここで表決を取ることで了解いただきたい。
- 委員:前議長が、3つの条件を出されたことは理解している。すなわち全会一致が原則であるが、意見が割れた場合には賛否をとって検討会の意見を出すべきとのこと。新政みえの中でも意見が割れているようであり、採決の賛否が拮抗することも考えられる。多数決とはいえ、拮抗した場合には、それだけ異論もあるということであり、そのことについてどう説明するのか。座長としてはどう考えるか。あくまで採決だからいいというのか。お考えをお伺いする。
- 委員:座長としては、これまで、議論が進むその都度、進行の確認を取って進めてきたつもりだ。しかしそれでも、今日、合意が得られない場合には、 表決をもってでも終結させるという結論に至ったものだ。拮抗する云々は 別として、拮抗するかもしれないが表決をとり、表決の結果を尊重し、検 討会の結論とするとご理解いただきたい。あえて意見があれば伺いたい。
- 委員:第24条の自主回収について、逐条の上や運用上で、またこれから規則 を作っていくことと思うが、限定された部分について報告を求める書き方 をすることは可能か。
- 事務局:可能と考えるところである。
- 委員:A案は、ある一定部分について報告を求め、それを公表するということ になると、理解してよいか。
- 事務局:規則であるので、おそらく執行部が条例にある検討会議で検討して定めることになろうと思われるが、事務局が断定的なことは申し上げにくいが、条例の趣旨に沿って適切な規則の範囲内で規制をかけることになろう

と思われる。

委員:自主回収に係る報告が、逆に自主回収を狭めることに繋がるのではないか、自主回収をあえてしなくなることになるのではないかと心配しているが、それはそれによって防げると考えてよいか。

事務局:自主回収を促進するというこの条例の趣旨に沿った形で規則が定められるものと期待している。

委員:その辺が担保できるようであれば、A案が多いようであるから、A案に 賛成しようと思っている。

委員:私も、検討会の一委員であるとともに副座長でもあったが、十分に座長を補佐して職務を全うしたかといえば反省の部分もある。しかし、個人の委員の意見としては、 委員の言ったことに全て同感するもので、規制についてこれまで勉強したが今後こういう条例を作る場合には、もう少し時間をかけた慎重な議論が必要だと考える。最終的に全体がまとまらない形で表決することは非常に残念であり、副座長として非常に反省している。そこで副座長を辞職させてもらいたいとの申出をしたいと考えていので、次回の場で申出をしたい。私は自民党案に賛成したい。

委員:それではこれで表決に入る。表決については、食の安全・安心の確保に関する条例検討会運営要綱には表決に関する規定がなかったため、三重県議会基本条例第14条第2項の規定に基づき、所定の手続きに基づき、同検討会運営要綱を別紙1のとおり改正している。この改正後の運営要綱第6条第2項及び第3項に基づき、検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところとする。

お手元に配付された三重県食の安全・安心の確保に関する条例案A案を、 本検討会の案とすることに賛成の方は、挙手願う。

<座長は、挙手を確認>

委員:A案賛成の方は、7名である。

次に、三重県食の安全・安心の確保に関する条例案B案を、本検討会の案とすることに賛成の方は、挙手願う。

<座長は、挙手を確認>

委員:B案賛成の方は、0名である。

よって、本検討会は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例案A案を、本検討会の案と決定した。このことは、本日、本検討会として、三重県食の安全・安心の確保に関する条例案A案を決定したと、私ども正副座長より正副議長に報告いたしたいと思う。なお、条例案については、文言及び字句等を整える必要がある場合もあるので、この場合の修正については、座長にご一任いただくことでよいか。

<委員から「異議なし」の声>

- 委員:本日の検討会の議事は以上だが、委員のみなさまには特にご意見はない か。
- 委員:この検討会の早い時期から提案してきたところであるが、この規制の対象は、確かに農産物であるが、三重県人は、三重県産の農産物の食する割合は非常に低く、他県の状況を見ても食の条例の制定は、規制が入っているものが11県、その他ものを含めても20県である。日本人が食するものに対する状況は、各県の状況を見ても足らないところがあると思う。この条例は、農産物に関する法の不備を補完するものであるが、この委員会で国に対して意見書を提出することをお願いしたものである。幸い、食に関する特別委員会が設置されたので、この検討会の議論を十分に引き継いで、国への意見書もお計らいいただけたらと思う。
- 委員: 委員からのご提案について、実は、食料自給対策調査特別委員会の 委員長は私で、副委員長は奥野委員である。赤福以来この検討会で食の安 全について議論してきたが、特別委員会の中で、食の自由貿易の点からも、 食の自給率が先進国の中で非常に低い位置にある、それに三重県の中でど う取り組んでいくかという点からも、三重県の中でできることは三重県で やるが、それ以上に国がやるべきことも大きいと考える。意見書の提出も 含めて議論していきたいので、この件は食料自給対策調査特別委員会に預 からせていただきたい。
- 委員:先に、 委員がいろいろな思いも含めて意見書の提出をご提案いただき、 委員からは特別委員会で預かってもらってじっくり議論していく との提案であった。このご提案について、よいか。

<委員から「了解」の声>

委員:国への意見書の件については、合意いただいた。

委員:その延長との考えで、全会一致でないということも踏まえて、また 委員が言われたとおり世界の食糧事情は逼迫している中でわれわれも三重 県の食について責任を持つ立場である。ぜひ、この条例に見直し規定を付 けていただきたい。県民に対して状況に応じて見直すということを説明し、 頭の中にも入れておきたい。既に入っているか。

- 委員:今回の議論は大きな意義があったと考える。食料自給は、三重県の食について、三重県らしさが大切であり、それを検討するための食料自給の特別委員会である。三重県の食について、これから1年間三重県のためによく議論する必要がある。
- 委員:私ども自民・無所属議員団としては残念であるが、条例制定後は安全、 安心とともに安定ということを当初から言ってきた。この条例制定と同時 に、安定供給に関する条例も作るべきである。このことは、われわれの会 派としても全面的に言っていきたい。今後どうなるか分からないが、この

条例についてはこれから検証し、進行形の中で、プラン・ドゥ・シーのシーの部分を大事にしていきたい。条例が動き出す中で逐条のことについてもきちんとやってもらいたいと要望する。

委員:施行期日について、できたらみなさんに理解いただけるだけの長い周知期間を設けるよう要望したい。

委員:それについてはこれから。本日の検討会はここまでとする。

条例案(案)の施行期日、現在の案では空欄となっているが、これについても決定する必要がある。

今のところ、座長私案として、「附則 1 この条例は公布の日から施行する。ただし第4章及び第5章の規定は、平成21年4月1日から施行する。 2 第5章の規定は、平成21年4月1日以前に出荷され、又は販売された農林水産物については、適用しない。」とすることを考えている。

理由としては、 県民の権利や自由を制限する規定については、県民にその趣旨、内容等を周知するための期間を十分に設けるべきである、 第4章における自主回収の報告等の規定については、保健所がその報告を受けることとなっているが、四日市市については、この4月から市が保健所を所管することとなったため、準備期間を設ける必要があると考えるからである。

次回の検討会では、施行期日も含めて条例案の最終決定をしたいと考えているので、必要があれば会派で議論してもらって、次回はそれも含めて決定したい。よろしくお願いする。

今日はこれまで。委員各位には、引き続き、今後の予定及び日程について協議いただく。傍聴及び報道関係の方々には、退出をお願いする。

以上